

令和5年12月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
8 7	令和 5 年度萩市一般会計補正予算（第 6 号）	1
8 8	令和 5 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 （第 2 号）	9
8 9	令和 5 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算 （第 3 号）	1 3
9 0	令和 5 年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 7
9 1	令和 5 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 1
9 2	令和 5 年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 5
9 3	令和 5 年度萩市水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 9
9 4	令和 5 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 9
9 5	令和 5 年度萩市病院事業会計補正予算（第 1 号）	5 1
9 6	萩保健医療圏に勤務する看護師等の住宅の設置及び管理に関する 条例	6 1
9 7	萩市高校生寮の設置及び管理に関する条例	6 5
9 8	萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6 9
9 9	萩市手数料条例の一部を改正する条例	8 3
1 0 0	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	8 9
1 0 1	萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例	9 1
1 0 2	萩市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	9 3
1 0 3	萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例	9 5
1 0 4	工事請負契約の変更について	9 7
1 0 5	農業委員会委員の任命について	9 9

議案第 87 号

令和 5 年度 萩市 一般会計 補正予算（第 6 号）

令和 5 年度萩市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 4 2, 5 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 9 0 5, 9 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
13. 分担金及び負担金		358,263	2,455	360,718
	1. 分担金	1,175	2,455	3,630
15. 国庫支出金		3,341,495	114,594	3,456,089
	1. 国庫負担金	2,198,359	107,294	2,305,653
	2. 国庫補助金	1,133,224	7,300	1,140,524
16. 県支出金		2,423,437	27,308	2,450,745
	1. 県負担金	1,045,096	31	1,045,127
	2. 県補助金	1,241,698	27,277	1,268,975
17. 財産収入		122,483	212	122,695
	1. 財産運用収入	74,360	212	74,572
19. 繰入金		2,253,145	25,079	2,278,224
	1. 基金繰入金	2,253,145	25,079	2,278,224
20. 繰越金		1	621,298	621,299
	1. 繰越金	1	621,298	621,299
22. 市債		2,523,200	251,600	2,774,800
	1. 市債	2,523,200	251,600	2,774,800
歳 入	合 計	30,863,425	1,042,546	31,905,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 議会費		198,444	△2,227	196,217
	1. 議会費	198,444	△2,227	196,217
2. 総務費		3,810,249	440,837	4,251,086
	1. 総務管理費	3,328,719	445,423	3,774,142
	2. 徴税費	239,930	△4,490	235,440
	3. 戸籍住民基本台帳費	112,925	6,698	119,623
	4. 選挙費	44,841	△4,937	39,904
	5. 統計調査費	64,485	△2,079	62,406
3. 民生費	6. 監査委員費	19,349	222	19,571
		9,326,679	388,753	9,715,432
	1. 社会福祉費	1,052,446	9,351	1,061,797
	2. 障害者福祉費	1,950,437	55,071	2,005,508
	3. 老人福祉費	2,929,214	277,482	3,206,696
	4. 児童福祉費	2,598,844	24,170	2,623,014
	5. 生活保護費	793,768	22,679	816,447
		3,175,604	△35,250	3,140,354
	1. 保健衛生費	2,373,652	△36,987	2,336,665
	2. 清掃費	801,952	1,737	803,689
		2,060,121	△1,388	2,058,733
6. 農林水産業費	1. 農業費	1,218,584	△1,628	1,216,956
	2. 林業費	407,458	△3,590	403,868
	3. 水産業費	434,079	3,830	437,909
7. 商工費		2,438,381	△19,798	2,418,583
	1. 商工費	1,840,814	△3,821	1,836,993

	2. 観光費		597, 567	△15, 977	581, 590
8. 土木費			1, 821, 127	△20, 556	1, 800, 571
	1. 土木管理費		187, 968	△12, 027	175, 941
	5. 都市計画費		701, 402	△7, 439	693, 963
	6. 住宅費		306, 991	△1, 090	305, 901
9. 消防費			1, 945, 361	8, 613	1, 953, 974
	1. 消防費		1, 945, 361	8, 613	1, 953, 974
10. 教育費			2, 662, 163	40, 662	2, 702, 825
	1. 教育総務費		215, 643	649	216, 292
	2. 小学校費		589, 028	56, 842	645, 870
	3. 中学校費		464, 516	△1, 727	462, 789
	4. 社会教育費		1, 199, 164	△15, 189	1, 183, 975
	5. 保健体育費		193, 812	87	193, 899
11. 災害復旧費			102, 000	242, 900	344, 900
	1. 農林水産施設災害復旧費		64, 000	52, 260	116, 260
	2. 土木施設災害復旧費		38, 000	190, 640	228, 640
歳 出	合 計		30, 863, 425	1, 042, 546	31, 905, 971

第 2 表 繰越明許費補正

上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)									
款		項		事業			金額		
2. 総務費	1. 総務管理費	庁	舎	整	備	事業		28,028	—
3. 民生費	3. 老人福祉費	老人	福祉	施設	設備	改修事業		277,759	—
10. 教育費	2. 小学校教育費	小	学校	教科書	改訂	事業		45,369	—
11. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	農	業	施設	災害復旧	事業		43,460	—
		林	業	施設	災害復旧	事業		8,800	—
		土	木	施設	災害復旧	事業		190,640	—
合 計								735,754	141,698

第 3 表 債務負担行為補正

事 項		期 間	限 度	額	上段 補正後 下段 補正前
地 域 巡 回 バ ス 運 行 業 務 委 託 事 業		令和6年度 —	6, 009 —		千円
生 活 バ ス 運 転 業 務 委 託 事 業		令和6年度 令和6年度	19, 543 7, 920		
中 学 校 ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務 委 託 事 業		令和6年度 —	26, 594 —		
合 計			267, 999 223, 773		

第 4 表 地 方 債 補 正

上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)		
起 債 の 目 的	限 度	額
庁 舎 整 備	費	28,000
老 人 福 祉 施 設 備 改 修 事 業	費	-
老 人 福 祉 施 設 備 改 修 事 業	費	204,600
農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	79,700
農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	34,700
林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	17,500
林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	5,400
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	-
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	費	107,900
合 計		31,800
		2,774,800
		2,523,200

議案第 88 号

令和 5 年度 萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 8 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 4 7, 5 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 国民健康保険料		833,450	△124	833,326
	1. 国民健康保険料	833,450	△124	833,326
5. 繰入金		689,267	6,101	695,368
	1. 一般会計繰入金	536,756	2,271	539,027
	2. 基金繰入金	152,511	3,830	156,341
6. 繰越金		1	1,855	1,856
	1. 繰越金	1	1,855	1,856
歳 入 合 計		6,839,700	7,832	6,847,532

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		119,219	5,269	124,488
	1. 総務管理費	108,231	1,483	109,714
	2. 徴収費	10,835	3,786	14,621
5. 保健事業費		106,444	244	106,688
	1. 特定健康診査等事業費	52,503	244	52,747
7. 諸支出金		127,605	2,319	129,924
	1. 償還金及び還付加算金	35,108	2,319	37,427
歳 出	合 計	6,839,700	7,832	6,847,532

議案第 89 号

令和 5 年度 萩市 国民健康保険事業（直診勘定）特別会計 補正予算（第 3 号）

令和 5 年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,117 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 667,190 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
5. 繰入金		280,861	△6,117	274,744
	1. 一般会計繰入金	188,364	△6,117	182,247
歳 入	合 計	673,307	△6,117	667,190

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		4 2 5, 9 1 1	△ 6, 1 1 7	4 1 9, 7 9 4
	1. 施設管理費	4 2 1, 6 7 1	△ 6, 1 1 7	4 1 5, 5 5 4
歳 出 合 計		6 7 3, 3 0 7	△ 6, 1 1 7	6 6 7, 1 9 0

議案第 90 号

令和 5 年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度萩市の休日急患診療事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 286 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,786 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
5. 繰入金		67,201	286	67,487
	1. 一般会計繰入金	67,201	286	67,487
歳 入	合 計	100,500	286	100,786

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		87,561	286	87,847
	1. 施設管理費	87,513	286	87,799
歳 出 合 計		100,500	286	100,786

議案第 91 号

令和 5 年度 萩市 後期 高齢者医療事業 特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 5 年度萩市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,955 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,022,455 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
3. 繰入金		3 3 7, 0 1 6	△ 6 9 0	3 3 6, 3 2 6
	1. 一般会計繰入金	3 3 7, 0 1 6	△ 6 9 0	3 3 6, 3 2 6
4. 繰越金		1	1 5, 6 4 5	1 5, 6 4 6
	1. 繰越金	1	1 5, 6 4 5	1 5, 6 4 6
歳 入 合 計		1, 0 0 7, 5 0 0	1 4, 9 5 5	1, 0 2 2, 4 5 5

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		16,651	△690	15,961
	1. 総務管理費	14,417	△690	13,727
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		988,819	15,645	1,004,464
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	988,819	15,645	1,004,464
歳 出 合 計		1,007,500	14,955	1,022,455

議案第 92 号

令和 5 年度 萩市 介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 294 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,344,187 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 国庫支出金		1, 496, 629	1, 155	1, 497, 784
	2. 国庫補助金	523, 307	1, 155	524, 462
7. 繰入金		1, 326, 705	△1, 449	1, 325, 256
	1. 一般会計繰入金	1, 178, 573	△1, 449	1, 177, 124
歳 入	合 計	6, 344, 481	△294	6, 344, 187

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		1 3 2, 0 3 6	1, 5 7 7	1 3 3, 6 1 3
	1. 総務管理費	8 7, 2 1 5	1, 5 7 7	8 8, 7 9 2
3. 地域支援事業費		5 6 3, 3 6 6	△1, 8 7 1	5 6 1, 4 9 5
	3. 包括的支援等事業費	3 7 9, 0 4 0	△1, 8 7 1	3 7 7, 1 6 9
歳 出 合 計		6, 3 4 4, 4 8 1	△2 9 4	6, 3 4 4, 1 8 7

議案第 9 3 号

令和 5 年度萩市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度萩市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度萩市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 水道事業収益	1, 1 0 7, 0 0 0	4 5 3	1, 1 0 7, 4 5 3
第 2 項 営業外収益	4 2 1, 9 7 3	4 5 3	4 2 2, 4 2 6

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 水道事業費用	1, 1 3 9, 0 0 0	1, 0 0 0	1, 1 4 0, 0 0 0
第 1 項 営業費用	1, 0 7 2, 4 5 0	1, 0 0 0	1, 0 7 3, 4 5 0

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
（ 1 ） 職員給与費	1 8 0, 0 0 0	1, 0 0 0	1 8 1, 0 0 0

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和5年度萩市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 水道事業 収益		1,107,000	453	1,107,453			
(項) 2. 営業外収益		421,973	453	422,426			
	6. 雑収益	48,489	453	48,942			
					その他雑収益	453	下水道使用料徴収事務負担金 職員給与費負担金

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 水道事業 費用		1,139,000	1,000	1,140,000			
(項) 1. 営業費用		1,072,450	1,000	1,073,450			
	1. 原水費	345,607	△ 1,200	344,407			
					給料	△ 649	
					手当等	275	扶養手当 △ 198 通勤手当 86 期末・勤勉手当 387
					賞与引当金繰入額	△ 304	
					法定福利費	△ 458	山口県市町村職員共済組合負担外
					法定福利費引当金繰入額	△ 64	
	2. 配水費	92,696	300	92,996			
					給料	125	
					手当等	197	扶養手当 180 期末・勤勉手当 17
					賞与引当金繰入額	13	
					法定福利費	△ 38	山口県市町村職員共済組合負担金
					法定福利費引当金繰入額	3	

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
	4. 業務費	92,385	2,900	95,285			
					給料	1,640	
					手当等	571	扶養手当 240 住居手当 △ 336 期末・勤勉手当 667
					賞与引当金繰入額	223	
					法定福利費	408	山口県市町村職員共済組合負担金外
					法定福利費引当金繰入額	58	
	5. 総係費	62,100	△ 1,000	61,100			
					給料	141	
					手当等	△ 320	扶養手当 △ 258 通勤手当 △ 22 管理職手当 △ 156 期末・勤勉手当 56 児童手当 60
					賞与引当金繰入額	△ 143	
					法定福利費	△ 946	山口県市町村職員共済組合負担金
					法定福利費引当金繰入額	△ 28	
					退職給付費	296	退職給付引当金繰入額

令和5年度萩市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
当年度純利益 (△は純損失)	△ 55,547
減価償却費	450,814
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	700
長期前受金戻入額	△ 134,481
受取利息及び受取配当金	△ 121
支払利息	56,794
未収金の増減額 (△は増加)	△ 4,366
未払金の増減額 (△は減少)	△ 95,752
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1
固定資産除却費	28,745
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,296
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 305
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 47
預り金等の増減額 (△は減少)	△ 8,199
小計	246,532
利息及び配当金の受取額	121
利息の支払額	△ 56,794
業務活動によるキャッシュ・フロー	189,859
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,770,271
国庫補助金等による収入	26,645
未収金の増減額 (△は増加)	△ 5,051
未払金の増減額 (△は減少)	△ 13,035
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,761,712
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,587,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 332,983
他会計からの出資による収入	117,087
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,371,604
資金増加額 (又は減少額)	△ 200,249
資金期首残高	1,952,953
資金期末残高	1,752,704

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
補正後	損益勘定支弁職員	(8) 18	83,279	55,639	138,918	27,082	166,000
	資本勘定支弁職員	2	9,318	3,321	12,639	2,361	15,000
	合 計	(8) 20	92,597	58,960	151,557	29,443	181,000
補正前	損益勘定支弁職員	(8) 18	82,022	54,831	136,853	28,147	165,000
	資本勘定支弁職員	2	9,318	3,321	12,639	2,361	15,000
	合 計	(8) 20	91,340	58,152	149,492	30,508	180,000
比較	損益勘定支弁職員		1,257	808	2,065	△ 1,065	1,000
	資本勘定支弁職員						
	合 計		1,257	808	2,065	△ 1,065	1,000

区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当
補正後	2,124	852	1,001	207	9,500	63	1,608	34,709
補正前	2,160	1,188	937	207	9,500	63	1,764	33,793
比較	△ 36	△ 336	64				△ 156	916

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費
600	8,296
540	8,000
60	296

(1) 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
補正後	損益勘定支弁職員	(1) 18	71,739	54,133	125,872	24,628	150,500
	資本勘定支弁職員	2	9,318	3,321	12,639	2,361	15,000
	合 計	(1) 20	81,057	57,454	138,511	26,989	165,500
補正前	損益勘定支弁職員	(1) 18	70,482	53,325	123,807	25,593	149,400
	資本勘定支弁職員	2	9,318	3,321	12,639	2,361	15,000
	合 計	(1) 20	79,800	56,646	136,446	27,954	164,400
比較	損益勘定支弁職員		1,257	808	2,065	△ 965	1,100
	資本勘定支弁職員						
	合 計		1,257	808	2,065	△ 965	1,100

区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当
補正後	2,124	852	743	207	9,500	63	1,608	33,461
補正前	2,160	1,188	679	207	9,500	63	1,764	32,545
比較	△ 36	△ 336	64				△ 156	916

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費
600	8,296
540	8,000
60	296

(2) 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
補正後	損益勘定支弁職員	(7)	11,540	1,506	13,046	2,454	15,500
	資本勘定支弁職員						
	合 計	(7)	11,540	1,506	13,046	2,454	15,500
補正前	損益勘定支弁職員	(7)	11,540	1,506	13,046	2,554	15,600
	資本勘定支弁職員						
	合 計	(7)	11,540	1,506	13,046	2,554	15,600
比 較	損益勘定支弁職員					△ 100	△ 100
	資本勘定支弁職員						
	合 計					△ 100	△ 100

手当等の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当
補正後				258					1,248
補正前				258					1,248
比 較									

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費

2 給料及び手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 1,257	1. 給与改定に伴う増加分 千円 695		会計年度任用職員以外の職員 平均改定率 0.94%
		2. 新陳代謝等に伴う増減分 562	(ア) 退職者の減分 △ 2,066 千円 (イ) 新規採用による増分 757 千円 (ウ) 他会計との異動による増分 1,429 千円 (エ) 昇給等による増分 442 千円	職員数の異動状況 補正前 補正後 (1人) (1人) 20人 20人
手当等	808	1. 給与改定に伴う増加分 995	期末・勤勉手当 995 千円 (期末・勤勉手当の支給率等)	
			区分 支給期別支給率	支給率計 職制上の段階、職務の級等による加算措置
			6 月 12 月	
			期末手当 1.20 月分 1.25 月分	2.45 月分 有
			勤勉手当 1.00 月分 1.05 月分	2.05 月分 有
			計 2.20 月分 2.30 月分	4.50 月分 有
		2. その他の増減分 △ 187	扶養手当 △ 36 千円 住居手当 △ 336 千円 通勤手当 64 千円 児童手当 60 千円 管理職手当 △ 156 千円 期末・勤勉手当 △ 79 千円 退職給付費 296 千円	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

3 給料及び手当等の状況（会計年度任用職員以外の職員）

(1)職員1人当たり給与

(令和5年4月1日現在)

区 分		企 業 職
補 正 後	平 均 給 料 月 額	318,931 円
	平 均 給 与 月 額	340,065 円
	平 均 年 齢	46.04 歳
補 正 前	平 均 給 料 月 額	315,031 円
	平 均 給 与 月 額	339,127 円
	平 均 年 齢	46.06 歳

令和5年度萩市水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給 水 収 益	615,500		
(2) 受 託 工 事 収 益	50		
(3) そ の 他 営 業 収 益	7,417	622,967	
2 営業費用			
(1) 原 水 費	319,103		
(2) 配 水 費	86,451		
(3) 受 託 工 事 費	53		
(4) 業 務 費	91,352		
(5) 総 係 費	59,932		
(6) 減 価 償 却 費	450,814		
(7) 資 産 減 耗 費	28,745		
(8) そ の 他 営 業 費 用	50	1,036,500	
営 業 損 失			413,533
3 営業外収益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	121		
(2) 受 託 手 数 料	876		
(3) 県 支 出 金	3,759		
(4) 他 会 計 補 助 金	234,160		
(5) 長 期 前 受 金 戻 入	134,481		
(6) 雑 収 益	48,089	421,486	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	56,794		
(2) 雑 支 出	1,706	58,500	362,986
経 常 損 失			50,547
5 予備費			
(1) 予 備 費	5,000	5,000	△ 5,000
当 年 度 純 損 失			55,547
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			767,988
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			712,441

令和5年度萩市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

千円 千円 千円 千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 369,181

ロ 建 物 749,282

減価償却累計額 △ 477,679 271,603

ハ 構 築 物 16,471,087

減価償却累計額 △ 8,927,290 7,543,797

ニ 機 械 及 び 装 置 3,814,623

減価償却累計額 △ 2,549,262 1,265,361

ホ 車 両 及 び 運 搬 具 32,507

減価償却累計額 △ 20,341 12,166

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 65,444

減価償却累計額 △ 32,630 32,814

ト 建 設 仮 勘 定 1,032,406

有形固定資産合計 10,527,328

(2) 無形固定資産

イ 庁 舎 利 用 権 7,413

ロ 電 話 加 入 権 302

ハ ダ ム 使 用 権 89,387

無形固定資産合計 97,102

固定資産合計 10,624,430

2 流動資産

(1) 現 金 預 金 1,752,704

(2) 未 収 金 376,315

貸倒引当金 △ 4,209 372,106

(3) 貯 蔵 品 18,698

流動資産合計 2,143,508

資 産 合 計 12,767,938

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 5,145,027

企業債合計 5,145,027

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金 161,050

ロ 修繕引当金 180,000

	千円	千円	千円	千円
引 当 金 合 計		341,050		
固 定 負 債 合 計			5,486,077	
4 流動負債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	322,022			
企 業 債 合 計		322,022		
(2) 未 払 金		5,824		
(3) 前 受 金		58		
(4) 預 り 金		519		
(5) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金	10,717			
ロ 法定福利費引当金	2,131			
引 当 金 合 計		12,848		
流 動 負 債 合 計			341,271	
5 繰延収益				
長 期 前 受 金		7,175,636		
長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		△ 4,283,884		
繰 延 収 益 合 計			2,891,752	
負 債 合 計			8,719,100	
資 本 の 部				
6 資本金			3,200,854	
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受贈財産評価額	24,362			
ロ 寄 附 金	3,434			
ハ その他資本剰余金	67,747			
資 本 剰 余 金 合 計		95,543		
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 建設改良積立金	40,000			
ロ 当年度未処分 利 益 剰 余 金	712,441			
利 益 剰 余 金 合 計		752,441		
剰 余 金 合 計			847,984	
資 本 合 計			4,048,838	
負 債 資 本 合 計			12,767,938	

議案第 9 4 号

令和 5 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度萩市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度萩市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 下水道事業収益	2, 1 3 2, 0 0 0	5 3	2, 1 3 2, 0 5 3
第 2 項 営業外収益	1, 4 7 2, 3 5 7	5 3	1, 4 7 2, 4 1 0

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 下水道事業費用	2, 1 3 2, 0 0 0	5 3	2, 1 3 2, 0 5 3
第 1 項 営業費用	1, 9 6 0, 4 1 2	5 3	1, 9 6 0, 4 6 5

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
（ 1 ）職員給与費	9 6, 0 0 0	△ 4 0 0	9 5, 6 0 0

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 1 0 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（単位：千円）

既 決 額	補 正 額	計
8 5 6, 0 0 0	5 3	8 5 6, 0 5 3

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和5年度萩市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 下水道事業 収益		2,132,000	53	2,132,053			
(項) 2. 営業外収益		1,472,357	53	1,472,410			
	3. 他会計補助 金	822,575	53	822,628			
					一般会計補助 金	53	下水道事業運営費補助金

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 下水道事業 費用		2,132,000	53	2,132,053			
(項) 1. 営業費用		1,960,412	53	1,960,465			
	1. 管渠費	125,928	△ 7,900	118,028			
					給料	△ 4,390	
					手当等	△ 1,121	扶養手当 △ 360 住居手当 258 通勤手当 △ 239 期末・勤勉手当 △ 780
					賞与引当金繰入 額	△ 620	
					法定福利費	△ 1,642	山口県市町村職員共済組合負担金
					法定福利費引当 金繰入額	△ 127	
	3. 処理場費	533,494	4	533,498			
					給料	126	
					手当等	△ 301	扶養手当 △ 180 期末・勤勉手当 △ 121
					賞与引当金繰入 額	△ 10	
					法定福利費	184	山口県市町村職員共済組合負担金外
					法定福利費引当 金繰入額	5	

支 出

(単位：千円)

款 項	日	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 容 記 述
	4. 総係費	120,502	7,949	128,451			
					給料	2,526	
					手当等	2,209	扶養手当 840
							住居手当 △ 264
							通勤手当 △ 118
							管理職手当 372
							期末・勤勉手当 1,274
							児童手当 105
					賞与引当金繰入額	467	
					法定福利費	2,197	山口県市町村職員共済組合負担金外
					法定福利費引当金繰入額	97	
					負担金	453	下水道使用料徴収事務負担金 職員給与費負担金

令和5年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	1,106,014
貸倒引当金の増減額（△は減少）	920
長期前受金戻入額	△ 644,043
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	125,026
未収金の増減額（△は増加）	200,361
未払金の増減額（△は減少）	43,094
固定資産除却費	62,296
退職給付引当金の増減（△は減少）	5,000
賞与引当金の増減（△は減少）	△ 82
法定福利費引当金の増減（△は減少）	△ 9
預り金等の増減（△は減少）	△ 57,750
小計	840,825
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 125,026
業務活動によるキャッシュ・フロー	715,801

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,417,374
国庫補助金等による収入	711,929
未収金の増減額（△は増加）	89,084
未払金の増減額（△は減少）	△ 304,734
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 921,095

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	813,600
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 845,645
他会計からの出資による収入	284,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	252,146

資金増加額（又は減少額）	46,852
資金期首残高	571,481
資金期末残高	618,333

給 与 費 明 細 書

1. 総括

区 分		職 員 数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員		人	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	(4) 12	47,452	30,690	78,142	17,458	95,600
	補正前	(4) 12	49,190	30,066	79,256	16,744	96,000
	比 較		△ 1,738	624	△ 1,114	714	△ 400

手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	管理職員特別 勤務手当	管理職手当	期末・勤勉 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	1,776	1,149	398	69	3,410	18	804	17,241
	補正前	1,476	1,155	755	69	3,410	18	432	17,031
	比 較	300	△ 6	△ 357				372	210

備考 () 内は短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費
千円	千円
825	5,000
720	5,000
105	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員		人	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	(2) 12	44,510	30,476	74,986	16,415	91,401
	補正前	(2) 12	46,248	29,852	76,100	16,032	92,132
	比 較		△ 1,738	624	△ 1,114	383	△ 731

手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	管理職員特別 勤務手当	管理職手当	期末・勤勉 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	1,776	1,149	374	69	3,410	18	804	17,051
	補正前	1,476	1,155	731	69	3,410	18	432	16,841
	比 較	300	△ 6	△ 357				372	210

備考 () 内は短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費
千円	千円
825	5,000
720	5,000
105	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数	給 与 費			法定福利費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員	補正後	人 (2)	千円 2,942	千円 214	千円 3,156	千円 1,043	千円 4,199
	補正前	(2)	2,942	214	3,156	712	3,868
	比 較					331	331

手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当	管理職手当	期末手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後			24					190
	補正前			24					190
	比 較								

備考 () 内は短時間勤務職員について外書きしたもの

児童手当	退職給付費
千円	千円

2 給料及び手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	千円 △ 1,738	1. 給与改定に伴う 増加分 872		会計年度任用職員以外の 職員 平均改定率 2.11 %
		2. 新陳代謝等に伴う増減分 △ 2,610	(ア)他会計との異動による減分 △ 2,658 千円 (イ)昇格による増分 48 千円	職員数の異動状況 補正前 補正後 (4) (4) 12人 12人
手当等	624	1. 給与改定に伴う増加分 690	期末・勤勉手当 690 千円 (期末・勤勉手当の支給率等)	
			区分	支給期別支給率
				6 月 12 月
			期末手当	1.20 月分 1.25 月分 2.45 月分
			勤勉手当	1.00 月分 1.05 月分 2.05 月分
			計	2.20 月分 2.30 月分 4.50 月分
		2. その他の増減分 △ 66	扶養手当 300 千円 通勤手当 △ 357 千円 期末・勤勉手当 △ 480 千円	住居手当 △ 6 千円 管理職手当 372 千円 児童手当 105 千円

備考 () 内は短時間勤務職員について外書きしたもの

3 給料及び手当等の状況

(1)職員1人当たり給与

(令和5年4月1日現在)

区 分		企 業 職
補 正 後	平均給料月額	261,759 円
	平均給与月額	284,637 円
	平 均 年 齢	39.04 歳
補 正 前	平均給料月額	272,380 円
	平均給与月額	294,959 円
	平 均 年 齢	41.04 歳

令和５年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	505,717		
(2) 雨水処理負担金	71,651		
(3) その他営業収益	30,275	607,643	
2 営業費用			
(1) 管渠費	109,293		
(2) ポンプ場費	11,077		
(3) 処理場費	487,017		
(4) 総係費	127,425		
(5) 減価償却費	1,106,014		
(6) 資産減耗費	62,296		
(7) その他営業費用	1	1,903,123	
営業損失			1,295,480
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 国庫支出金	5,000		
(3) 他会計補助金	822,628		
(4) 長期前受金戻入	644,043		
(5) 雑収益	737	1,472,410	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	125,026		
(2) 雑支出	46,904	171,930	1,300,480
経常利益			5,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和5年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

千円 千円 千円 千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,195,675		
ロ 建 物	3,082,051			
減価償却累計額	△ 1,689,676	1,392,375		
ハ 構 築 物	45,827,968			
減価償却累計額	△ 20,292,172	25,535,796		
ニ 機 械 及 び 装 置	12,657,355			
減価償却累計額	△ 9,439,838	3,217,517		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	12,428			
減価償却累計額	△ 9,522	2,906		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	10,649			
減価償却累計額	△ 6,581	4,068		
ト 建 設 仮 勘 定		275,518		
有形固定資産合計			31,623,855	
固 定 資 産 合 計				31,623,855

2 流動資産

(1) 現 金 預 金			618,333	
(2) 未 収 金		91,560		
貸 倒 引 当 金		△ 5,531	86,029	
流 動 資 産 合 計				704,362
資 産 合 計				32,328,217

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		8,548,233		
企 業 債 合 計			8,548,233	
(2) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		29,218		
引 当 金 合 計			29,218	
固 定 負 債 合 計				8,577,451

4 流動負債

(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		793,096		
企 業 債 合 計			793,096	
(2) 未 払 金			167,561	

	千円	千円	千円	千円
(3) 前受金			38	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金	5,824			
ロ 法定福利費引当金	<u>1,116</u>			
引当金合計		<u>6,940</u>		
流動負債合計				967,635
5 繰延収益				
長期前受金		34,558,433		
長期前受金 収益化累計額		<u>△ 17,893,960</u>		
繰延収益合計				<u>16,664,473</u>
負債合計				<u>26,209,559</u>
資 本 の 部				
6 資本金				5,391,122
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ その他資本剰余金	<u>727,536</u>			
資本剰余金合計		<u>727,536</u>		
剰余金合計			<u>727,536</u>	
資 本 合 計			<u>6,118,658</u>	
負債資本合計			<u>32,328,217</u>	

議案第 95 号

令和 5 年度萩市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度萩市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度萩市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病院事業費用	3, 106, 724 千円	△10, 173 千円	3, 096, 551 千円
第 1 項 医業費用	3, 030, 390 千円	△10, 173 千円	3, 020, 217 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	1, 541, 898 千円	△44, 073 千円	1, 497, 825 千円

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和5年度萩市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
(款)						
1. 病院事業費用			3,106,724	△ 10,173	3,096,551	
(項)						
1. 医業費用			3,030,390	△ 10,173	3,020,217	
	1. 給与費		1,541,898	△ 44,073	1,497,825	
		医師給	91,071	△ 9,738	81,333	
		看護師給	298,513	△ 7,503	291,010	
		医療技術員給	97,904	△ 3,386	94,518	
		事務員給	37,025	658	37,683	
		医師手当等	179,864	△ 17,130	162,734	初任給調整手当 △ 3,774 扶養手当 △ 1,518 地域手当 △ 2,208 住居手当 336 通勤手当 211 特殊勤務手当 △ 450 管理職手当 △ 2,547 期末・勤勉手当 △ 7,180
		看護師手当等	177,632	△ 8,477	169,155	初任給調整手当 △ 189 扶養手当 △ 808 住居手当 △ 1,354 通勤手当 510 特殊勤務手当 △ 3,967 管理職手当 309 期末・勤勉手当 △ 3,824 看護職員等処遇改善手当 356 児童手当 490
		医療技術員手当等	57,981	△ 650	57,331	初任給調整手当 180 扶養手当 △ 117 住居手当 △ 675 通勤手当 △ 47 特殊勤務手当 △ 336 管理職手当 0 期末・勤勉手当 323 看護職員等処遇改善手当 22
		事務員手当等	19,366	2,243	21,609	扶養手当 △ 120 住居手当 △ 41 通勤手当 △ 27 時間外勤務手当 422 夜間勤務手当 720 管理職手当 156 期末・勤勉手当 1,133
		会計年度任用職員給	205,676	6,882	212,558	

		会計年度任用職員 手当等	23,571	383	23,954	特殊勤務手当	180
						夜間勤務手当	52
						期末手当	151
		法定福利費	199,432	△ 7,355	192,077	職員共済組合負担金	△ 7,443
						社会保険料	71
						雇用保険料	11
						労災保険料	6
	3. 経費		787,259	33,900	821,159		
		委託料	527,075	27,200	554,275		
		手数料	10,235	6,700	16,935		

令和5年度萩市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 153,840
減価償却費	165,677
貸倒引当金の増減額（△は減少）	286
長期前受金戻入額	△ 3,637
受取利息及び受取配当金	△ 4
支払利息	32,162
未収金の増減額（△は増加）	61,198
未払金の増減額（△は減少）	△ 123,200
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,500
固定資産除却費	8,242
長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 21,383
退職給付引当金の増減額（△は減少）	65,253
賞与引当金の増減額（△は減少）	11,199
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	2,191
小計	46,644
利息及び配当金の受取額	4
利息の支払額	△ 32,162
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,486

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 233,992
未払金の増減額（△は減少）	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 233,992

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	253,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 320,086
リース債務の返済による支出	△ 19,285
他会計からの出資による収入	190,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,238

資金増加額（又は減少額）	△ 114,268
資金期首残高	513,585
資金期末残高	399,317

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分		職員数	給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員	補正後	人 (91) 151	千円 717,102	千円 573,945	千円 1,291,047	千円 206,778	千円 1,497,825
	補正前	(91) 155	730,189	597,576	1,327,765	214,133	1,541,898
	比 較	△ 4	△ 13,087	△ 23,631	△ 36,718	△ 7,355	△ 44,073

手当等の 内訳	区 分	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	千円 52,631	千円 14,987	千円 14,476	千円 9,221	千円 14,759	千円 1,080	千円 34,532	千円 81,199
	補正前	56,414	17,550	16,684	10,955	14,112	1,080	39,105	80,777
	比 較	△ 3,783	△ 2,563	△ 2,208	△ 1,734	647	0	△ 4,573	422

夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	看護職員等処遇改善手当	児童手当	退職給付費
千円 11,647	千円 17,427	千円 93	千円 12,869	千円 221,364	千円 14,102	千円 8,305	千円 65,253
10,875	17,427	93	14,951	230,761	13,724	7,815	65,253
772	0	0	△ 2,082	△ 9,397	378	490	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(1)会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数	給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員	補正後	人 129	千円 504,544	千円 549,991	千円 1,054,535	千円 184,342	千円 1,238,877
	補正前	133	524,513	574,005	1,098,518	191,827	1,290,345
	比 較	△ 4	△ 19,969	△ 24,014	△ 43,983	△ 7,485	△ 51,468

手当等の 内訳	区 分	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	千円 52,631	千円 14,987	千円 14,476	千円 9,221	千円 7,729	千円 1,080	千円 33,494	千円 79,549
	補正前	56,414	17,550	16,684	10,955	7,082	1,080	38,247	79,127
	比 較	△ 3,783	△ 2,563	△ 2,208	△ 1,734	647	0	△ 4,753	422

夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末・勤勉手当	看護職員等処遇改善手当	児童手当	退職給付費
千円 10,384	千円 16,664	千円 93	千円 12,869	千円 212,302	千円 11,224	千円 8,035	千円 65,253
9,664	16,664	93	14,951	221,850	10,846	7,545	65,253
720	0	0	△ 2,082	△ 9,548	378	490	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(2)会計年度任用職員

区 分		職員数	給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
			給 料	手 当 等	計		
損益勘定 支弁職員	補正後	人 (91) 22	千円 212,558	千円 23,954	千円 236,512	千円 22,436	千円 258,948
	補正前	(91) 22	205,676	23,571	229,247	22,306	251,553
	比 較	0	6,882	383	7,265	130	7,395

手当等の 内訳	区 分	初 任 給 調 整 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	期 末 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	0	0	7,030	1,038	1,650	1,263	763	9,062
	補正前	0	0	7,030	858	1,650	1,211	763	8,911
	比 較	0	0	0	180	0	52	0	151

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

看護職員等 処遇改善手当	児 童 手 当	退職給付費
千円	千円	千円
2,878	270	0
2,878	270	0
0	0	0

2 給料及び手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明		備 考		
給 料	千円 △ 13,087	千円 1. 給与改定に伴う増加分 13,496			会計年度任用職員以外の職員 平均改定率 1.36%		
		2. 新陳代謝等に伴う増減分 △ 26,583	(ア)退職者の減分 △ 50,089 千円	職員数の異動状況			
		(イ)新規採用等による増分 41,962 千円 (ウ)昇格等による増分 1,024 千円 (エ)育児休業等による減分 △ 19,480 千円	補正前 (91) 人 155 人 補正後 (91) 人 151 人				
手当等	△ 23,631	1. 給与改定に伴う増加分 7,185	初任給調整手当 109 千円				
			期末・勤勉手当 7,076 千円				
			(期末・勤勉手当の支給率等)				
			区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
				6月	12月		
			期末手当	1.20月分	1.25月分	2.45月分	有
		勤勉手当	1.00月分	1.05月分	2.05月分	有	
		計	2.20月分	2.30月分	4.50月分	有	
2. その他の増減分 △ 30,816	初任給調整手当 △ 3,892 千円 扶 養 手 当 △ 2,563 千円						
地 域 手 当 △ 2,208 千円 住 居 手 当 △ 1,734 千円							
通 勤 手 当 647 千円 特殊勤務手当 △ 4,573 千円							
時間外勤務手当 422 千円 夜間勤務手当 772 千円							
管 理 職 手 当 △ 2,082 千円 期末・勤勉手当 △ 16,473 千円							
看 護 職 員 等 378 千円 児 童 手 当 490 千円							
処 遇 改 善 手 当							

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

3 給料及び手当等の状況

(1)職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
令和5年4月1日現在 補 正 後	平均給料月額	340,282 円	449,080 円	305,575 円	309,887 円
	平均給与月額	372,333 円	867,196 円	340,457 円	343,218 円
	平均年齢	48.08 歳	43.07 歳	39.04 歳	41.10 歳
令和5年4月1日現在 補 正 前	平均給料月額	335,573 円	469,150 円	297,836 円	303,863 円
	平均給与月額	367,351 円	911,715 円	333,636 円	338,324 円
	平均年齢	48.08 歳	45.07 歳	39.05 歳	41.08 歳

令和5年度萩市病院事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 医業収益			
(1) 入院収益	1,625,668		
(2) 外来収益	577,890		
(3) その他医業収益	200,951	2,404,509	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,496,486		
(2) 材料費	475,667		
(3) 経費	748,281		
(4) 減価償却費	165,677		
(5) 長期前払消費税額償却	9,550		
(6) 資産減耗費	10,742		
(7) 研究研修費	12,558	2,918,961	
医業損失			514,452
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	4		
(2) 他会計補助金	71,521		
(3) 補助金	13,738		
(4) 他会計負担金	408,775		
(5) 長期前受金戻入	3,637		
(6) その他医業外収益	13,075	510,750	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱い諸費	32,162		
(2) 雑損失	117,976	150,138	360,612
経常損失			153,840
当年度純損失			153,840
前年度繰越欠損金			1,025,162
当年度未処理欠損金			1,179,002

令和5年度萩市病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

千円

千円

千円

千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 816,182

ロ 建物 3,719,250

減価償却累計額 △ 2,486,374 1,232,876

ハ 構築物 223,466

減価償却累計額 △ 197,383 26,083

ニ 車両及び運搬具 3,657

減価償却累計額 △ 3,474 183

ホ 器械備品 2,016,745

減価償却累計額 △ 1,392,425 624,320

ヘ リース資産購入費 88,659

減価償却累計額 0 88,659

有形固定資産合計 2,788,303

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 734

無形固定資産合計 734

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税 133,421

投資その他の資産合計 133,421

固定資産合計 2,922,458

2 流動資産

(1) 現金預金 399,317

(2) 未収金 460,688

貸倒引当金 △ 4,404 456,284

(3) 貯蔵品 24,124

流動資産合計 879,725

資産合計 3,802,183

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に充てられるための企業債 1,958,165

企業債合計 1,958,165

(2) リース債務 51,743

	千円	千円	千円	千円
(3) 引 当 金				
イ 退職給付引当金	620,044			
引 当 金 合 計		620,044		
固 定 負 債 合 計			2,629,952	
4 流動負債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に充 ててゐるための企業債	288,960			
企 業 債 合 計		288,960		
(2) リ ー ス 債 務		17,631		
(3) 未 払 金		138,505		
(4) 預 り 金		1,036		
(5) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金	73,909			
ロ 法定福利費引当金	14,701			
引 当 金 合 計		88,610		
流 動 負 債 合 計			534,742	
5 繰延収益				
(1) 長 期 前 受 金		254,843		
(2) 収 益 化 累 計 額		△ 174,510		
繰 延 収 益 合 計			80,333	
負 債 合 計			3,245,027	
資 本 の 部				
6 資本金			1,522,247	
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受贈財産評価額	7,667			
ロ 負 担 金	165,238			
ハ 県 補 助 金	41,006			
資 本 剰 余 金 合 計		213,911		
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	1,179,002			
利 益 剰 余 金 合 計		△ 1,179,002		
剰 余 金 合 計			△ 965,091	
資 本 合 計			557,156	
負 債 資 本 合 計			3,802,183	

議案第 96 号

萩保健医療圏に勤務する看護師等の住宅の設置及び管理に関する条例

令和 5 年 1 2 月 6 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩保健医療圏に勤務する看護師等の住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 萩保健医療圏の医療機関に新たに勤務する看護師等に対して住居を提供することにより、看護師等を確保し、もって萩保健医療圏の二次救急医療体制の維持に資するため、萩市看護師等住宅（以下「住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 萩市看護師等住宅

位置 萩市大字古萩町 2 5 番地

(入居資格)

第 3 条 住宅に入居することができる者は、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護補助者として直接看護に携わる者をいう。以下同じ。）であって、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 萩保健医療圏の第二次救急病院群輪番制病院に新たに勤務する看護師等（労働契約の期間の定めがなく、当該医療機関に直接雇用されている者に限る。）であること。

(2) 市内（離島を除く。）に本人又は一親等以内の親族の住居がない者であること。

(3) 単身者であること。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めた場合は、住宅に入居させることができる。

(入居の許可)

第 4 条 住宅に入居しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(入居許可期間)

第5条 入居許可期間は、入居の許可を受けた日から起算して3年を超えない範囲で市長が決定するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、入居許可期間を延長することができる。

(許可の取消し)

第6条 市長は、第4条の許可を受けた者（以下「入居者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、退居を命じることができる。この場合において、入居者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) 入居者が第3条の入居資格を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (3) 使用料を3か月以上滞納したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は萩市の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住宅の管理上支障があると認められるとき。

2 入居者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに退居しなければならない。

(退居届)

第7条 入居者は、退居しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、入居の許可を受けた期間の満了により退居するときは、この限りでない。

(使用料の納入)

第8条 入居者は、その月分の使用料を当月末日までに納入しなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める額とする。
- 3 月の途中で入居し、又は退居した場合は、その月分の使用料は1か月分を納入するものとし、日割計算は行わないものとする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(費用負担)

第10条 入居者は、入居する住宅に係る光熱水費を負担しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 入居者は、住宅を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務等)

第12条 入居者は、善良な管理者の注意をもって、住宅を使用しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由により施設を損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に報告し、その指示に従って当該施設を原状に回復し、又は当該損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する住宅の入居の許可に関し必要な申請その他この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区 分	面 積	使用料
住宅A型	34.65 m ²	10,000 円
住宅B型	35.60 m ²	10,000 円
住宅C型	36.55 m ²	10,000 円

住宅D型	41.24 m ²	12,000 円
住宅E型	49.40 m ²	14,000 円
住宅F型	62.55 m ²	17,000 円

議案第 97 号

萩市高校生寮の設置及び管理に関する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市高校生寮の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 萩市内の高等学校の生徒で、離島又は遠隔地に居住する通学が困難な者の便宜を図ることを目的として、萩市高校生寮（以下「寮」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
萩市高校生女子寮	萩市大字山田 4 8 1 9 番地 1
萩市高校生男子寮	萩市大字古萩町 2 5 番地

(入寮対象者)

第 3 条 寮に入寮することができる者は、萩市内の高等学校（山口県立萩高等学校奈古分校を含む。以下「高等学校」という。）に在学する生徒（入学が決定している者を含む。）とする。

(入寮の許可)

第 4 条 入寮しようとする者は、あらかじめ萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の取消し)

第 5 条 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「寮生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、退寮を命じることができる。この場合において、寮生が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) 寮生が高等学校の生徒でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(3) 寮費を3か月以上滞納したとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、寮の管理上支障があると認められるとき。

2 寮生は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに退寮しなければならない。

(退寮届)

第6条 寮生は、退寮しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、入寮の許可を受けた期間の満了により退寮する場合は、この限りでない。

(寮費の納入)

第7条 寮生は、その月分の寮費を当月末日までに納入しなければならない。

2 寮費の額は、次のとおりとする。

区 分	月 額
萩市高校生女子寮	3, 0 0 0 円
萩市高校生男子寮	1 0, 0 0 0 円

3 月の途中で入寮し、又は退寮した場合は、その月分の寮費は1か月分を納入するものとし、日割計算は行わないものとする。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、寮費を減額し、又は免除することができる。

(寮費の還付)

第8条 既に納入された寮費は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるときと認めるときは、寮費の全部又は一部を還付することができる。

(費用負担)

第9条 寮生は、寮において提供を受けた食事に係る実費及び使用する個室に係る光熱水費を負担しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 寮生は、寮を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務等)

第11条 寮生は、善良な管理者の注意をもって、寮を使用しなければならない。

2 寮生は、自己の責めに帰すべき理由により施設を損傷し、又は滅失したとき

は、その旨を教育委員会に報告し、その指示に従って当該施設を原状に回復し、又は当該損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条に規定する入寮の許可に関し必要な申請その他この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(萩市高校生女子寮の設置及び管理に関する条例の廃止)

3 萩市高校生女子寮の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年萩市条例第 2 8 号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に萩市高校生女子寮の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 98 号

萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年萩市条例第 52 号）

の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「414, 800 円」を「415, 600 円」に改める。

第 28 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（1）

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600

14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900
15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200
18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	

63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
94		295, 900	343, 600				
95		296, 200	344, 100				
96		296, 600	344, 500				
97		296, 800	344, 700				
98		297, 100	345, 100				
99		297, 500	345, 500				
100		297, 900	345, 800				
101		298, 100	346, 100				
102		298, 400	346, 500				
103		298, 800	346, 900				
104		299, 100	347, 300				
105		299, 300	347, 800				
106		299, 600	348, 200				
107		300, 000	348, 600				
108		300, 300	349, 000				
109		300, 500	349, 500				
110		300, 900	349, 900				
111		301, 300	350, 200				

	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000	

20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		

	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000

年 再 用 短 時 勤 務 員 以 外 の 職	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000

55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		
89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		

	104		295, 200	332, 000	353, 800		
	105		295, 500	332, 200	354, 300		
	106			332, 400			
	107			332, 800			
	108			333, 000			
	109			333, 200			
	110			333, 600			
	111			334, 000			
	112			334, 400			
	113			334, 600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員 の区 分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	211, 000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800
	2	184, 900	212, 900	255, 000	273, 300	295, 300	334, 800
	3	186, 400	214, 900	256, 500	274, 100	296, 900	336, 800
	4	187, 800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800
	5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800
	6	190, 800	220, 600	259, 900	276, 300	301, 500	342, 900
	7	192, 300	222, 400	260, 700	277, 000	303, 100	344, 900
	8	193, 800	224, 100	261, 400	277, 900	304, 700	346, 900
	9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400
	10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400
	11	198, 300	228, 500	263, 600	280, 300	308, 900	352, 300
	12	199, 800	229, 400	264, 300	281, 200	310, 200	354, 300
	13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200
	14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200
	15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200
	16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200
	17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100
	18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100
	19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200
	20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200
	21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900
	22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000

23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	

72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			

121	297, 000	327, 900	361, 800			
122	297, 400	328, 200	362, 300			
123	297, 700	328, 500	362, 800			
124	298, 100	328, 800	363, 300			
125	298, 300	329, 000	363, 600			
126	298, 500	329, 300				
127	298, 800	329, 700				
128	299, 200	329, 900				
129	299, 400	330, 100				
130	299, 700	330, 300				
131	300, 100	330, 700				
132	300, 500	330, 900				
133	300, 700	331, 200				
134	301, 000	331, 600				
135	301, 400	332, 000				
136	301, 700	332, 400				
137	301, 900	332, 700				
138	302, 200	333, 100				
139	302, 600	333, 500				
140	302, 900	333, 900				
141	303, 100	334, 200				
142	303, 500	334, 600				
143	303, 900	334, 900				
144	304, 200	335, 300				
145	304, 400	335, 600				
146	304, 600	336, 000				
147	304, 900	336, 400				
148	305, 300	336, 800				
149	305, 500	337, 100				
150	305, 700	337, 500				
151	306, 000	337, 900				
152	306, 300	338, 300				
153	306, 700	338, 600				
154	306, 900					
155	307, 100					
156	307, 400					
157	307, 700					
158	308, 000					
159	308, 300					
160	308, 600					
161	309, 000					
162	309, 300					
163	309, 600					
164	309, 900					
165	310, 300					
166	310, 600					
167	310, 900					
168	311, 200					
169	311, 600					

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員
で市長の定めるものに適用する。

第2条 萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、
同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100
分の70」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」
に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め
る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5
項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の萩市一般職の職員の給与に関する条例（以下
「給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、
改正後の給与条例第28条第2項及び同条第3項並びに第31条第2項の規定
は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改
正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条
例の規定による給与の内払とみなす。

(萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 4 萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年萩市条例第7号）の
一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第18条第1項中「100分の120」を「100分の

125」に改める。

- 5 萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第18条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

議案第 99 号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例(平成 17 年萩市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）の計画認定に関する事務の部の次に次のように加える。

マンション の管理の適 正化の推進 に関する法 律（平成 12 年法律 第 149 号。以下こ の部におい て「法」と いう。）の 計画の認定	法第 5 条 の 3 第 1 項（同法 第 5 条の 6 第 2 項 において 準用する 場合を含 む。）の 規定によ る管理計 画の認定 申請手数 料	1 長期修繕 計画（マン ションの管 理の適正化 の推進に関 する法律施 行規則（平 成 13 年国 土交通省令 第 110 号）第 1 条 の 2 第 1 項 第 2 号の長 期修繕計画 をいう。以 下この部に おいて「長 期修繕計 画」とい う。）の数	1 件につき	3,600 円
--	---	---	--------	---------

	が 1 である もの		
	2 長期修繕 計画の数が 2 以上であ るもの	1 件につき	3,600 円に 1 を超 える長期修繕計画の 数に 1,600 円を乗 じて得た額を加算し た額
法第 5 条 の 7 第 1 項の規定 による管 理計画の 変更の認 定申請手 数料	1 変更する 長期修繕計 画の数が 1 以下である もの	(1) 管理組 合（法第 2 条 第 1 項第 3 号 の管理組合を いう。以下こ の款において 「管理組合」 という。）の 運営に係る事 項の変更 1 件につき	4,700 円
		(2) 管理規 約（建物の区 分所有等に関 する法律（昭 和 37 年法律 第 69 号）第 30 条第 1 項 及び第 65 条 に規定する規 約をいう。以	3,900 円

		下この款において「管理規約」という。）に係る事項の変更 1 件につき	
		(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 1 件につき	4,500 円
		(4) 長期修繕計画の作成又は見直しに係る事項の変更 1 件につき	9,300 円
		(1) から (4) までに掲げるもの以外の事項の変更 1 件につき	2,900 円
2	変更する長期修繕計画の数が 2 以上であるもの	(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 1 件につき	4,700 円（当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する 1 を超える長期修繕計画の数に 2,600 円を乗じて得た額を 4,700 円に加算した額）

			(2) 管理規約に係る事項の変更 1件につき	3,900円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を3,900円に加算した額)
			(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 1件につき	4,500円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を4,500円に加算した額)
			(4) 長期修繕計画の作成又は見直しに係る事項の変更 1件につき	9,300円に1を超える長期修繕計画の数に4,800円を乗じて得た額を加算した額
			(1)から(4)までに掲げるもの以外の事項の変更 1件につき	2,900円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に

				1,900円を乗じて 得た額を2,900円 に加算した額)
--	--	--	--	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 100 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 1 号」を「利用している同号」に、「当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 号」を「当該特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第 3 項中「利用している法第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「利用している同条第 2 号又は第 3 号」に、「当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 20 条第 4 号中「法第 19 条第 1 項」を「法第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第 19 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第 36 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 1 号」を「利用している同条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項に

において同じ。）」と、」を加え、「法第１９条第１号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「法第１９条第１号又は第２号」を「同条第１号又は第２号」に改め、「総数」と、」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第３９条第２項中「当該特定地域型保育事業所の法第１９条第３号」を「当該特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第５１条第３項中「法第１９条第１号又は第３号」を「同条第１号又は第３号」に改め、「含む。）」と、」の次に「「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市国民健康保険診療施設設置条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険診療施設設置条例（平成 1 7 年萩市条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表萩市国民健康保険明木診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 102 号

萩市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

萩市空家等対策の推進に関する条例（平成 27 年萩市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「法第 6 条第 1 項」を「法第 7 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「法第 7 条第 1 項」を「法第 8 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 103 号

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成 31 年萩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表須佐地域の項の次に次のように加える。

旭地域	大字明木及び大字佐々並
-----	-------------

別表中「須佐地域」の次に「旭地域」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例第 5 条に規定する受信設備の貸与に関し必要な申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 104 号

工事請負契約の変更について

次のとおり補災道第5号2級市道宮ヶ原線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和5年12月6日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 4 契 約 金 額 「金153,780,000円」を
「金163,223,500円」に変更

議案第 105 号

農業委員会委員の任命について

萩市農業委員会委員として、次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

なか の けい こ
中 野 恵 子

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所

かね こ てつ や
金 子 哲 也

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所



み むら こう いち
三 村 浩 一



略 歴

現 農 業

現 住 所



はら かわ く み こ
原 川 久 美 子



略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所



かた おか かね お
片 岡 兼 雄



略 歴

現 萩市農業委員会会長

現 山口県樹苗生産農業協同組合理事

現 住 所

よこ やま き いち ろう
横 山 喜 一 郎

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所

くさ の たか し
草 野 隆 司

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 大井地区七重集落協定副代表

現 住 所

すず かわ はじめ
鈴 川 肇

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 大島地区環境保全会会長

現 住 所



なが どみ しげ み
長 富 繁 美



略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所



おお た ただ お
大 田 忠 男



略 歴

現 農業

現 住 所



なか むら ひろし
中 村 博



略 歴

現 萩市農地利用最適化推進委員

現 住 所

しな がわ たみ お
品 川 民 雄

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 小川ぶどう組合組合長

現 住 所

や つぎ とし のり
矢 次 利 典

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所

まつ だ ゆ み こ
松 田 由 美 子

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所



いわもと ひろこ
岩 本 裕 子



略 歴

現 合同会社ケアパートナーいろは

現 住 所



もりなが まさのり
守 永 正 範



略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所



おお いし ひろ のり
大 石 博 則



略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 住 所

ふじ た よし あき
藤 田 芳 昭

略 歴

現 萩市農業委員会委員

現 農事組合法人羽賀台共同生産組合代表理事

現 住 所

はら だ とも み
原 田 知 美

略 歴

現 萩市農業委員会委員